

令和元年12月11日八尾春雄議員が5項目の質問を行った。国保税の軽減に関わる質問
ゴミ袋の当面紙オムツから無償を求める質問、遊水地の確保と周辺住民の関係など、日々
の生活を少しでも改善させるため奮闘した。

○議長（奥本隆一君） 次に、八尾春雄議員の発言を許します。

13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 13番、八尾春雄でございます。質問に入る前に、議長も申されましたが、ペシャワール会の中村哲さんがあのような形で亡くなれたことに対して、哀悼の態度を表明いたします。大変私も悲しい気持ちがしております。

今回は5つの質問を準備をいたしました。読み上げます。

1、国民健康保険制度における子供の均等割について。

国民健康保険税が高過ぎる。協会けんぽの2倍近い。その理由は、平等割、均等割が課されていることにある。特に子供の均等割は負担が大きく、少子化対策にも反する。幼稚園や保育園の費用を無償化する方針と、国保税において子供の均等割を課税することには一貫性がない。所得税や住民税で扶養控除制度を設けていることとも矛盾している。別の制度であればおのおのの制度で運用するというのが従来町の答弁であった。疑問に感じないのか。

①県内で子供の均等割を時限的に事実上撤回した自治体がある。どのような経過であるのか調査し報告願いたい。

②全国知事会が国に対して1兆円の国費の支出を求めている。住民各位にも周知して、地方から国政に要望する活動に旺盛に取り組んでほしい。

2、教員の変形労働時間制について。

教員を初め、公務員の長時間労働によるメンタル不全が指摘されている最中に、これを緩和するどころかさらに助長する変形労働時間制の導入が検討され大きな問題となっている。

①一団現在の教員に閑散期なるものが存在すると考えているのか。

②労働基準法第36条について、教員に関しても適用されるとの国会答弁があった。（2019年11月22日厚生労働委員会坂口卓労働基準局長）。変形労働時間制の導入にあっては、労使協定の締結が前提になる。教育委員会はこうした認識に立っているのか。

3、高等教育の修学支援制度について。

政府は、令和2年度（2020年度）から導入予定の高等教育の修学支援制度と引きかえに、国立大学の授業料減免制度の廃止を検討している。

①文部科学省の調査によって、新制度の導入で、中間所得世帯を中心に、現在授業料が全額または一部免除されている国立大学学部生約4万5,000人のうち、1万1,000

0人の支援額が減少し、1万3,000人は支援が受けられなくなる。どのように認識しているのか。町独自の支援策は考えられないか。

②例えば広陵町社会福祉協議会が蓄えている積立金で、返済の必要のない奨学金制度は考えられないか。

4、ごみ袋の無償化を求める。

ごみ袋の有償化により、平成28年度3,903万円、同29年度3,827万円、同30年度は4,072万円の利用（3年間合計で1億1,802円）があったことが各年度の決算で確認できる。

①原価率は何%になるのか。利益はこの3年間で幾らか。このうち基金積み立てにどれだけ繰り入れたのか。

②プラスチックごみの規制について、海中のマイクロプラスチック汚染が深刻になってきている。喫茶店でのストローを紙に変更したり、レジ袋を減らし、マイバッグの持参を呼びかける活動も広まりつつある。我が町の対応策はどうか。

③新生児の場合、紙おむつの処理のために、ごみ袋で平均的に年5,400円程度必要との試算は以前指摘した。高齢者の紙おむつ処理も軽減を求める声が出ている。当面紙おむつのごみ袋の無償化をまず決断してほしい。

④紙おむつの再利用については調査するとのことであった。回答を求める。

5、遊水機能の強化について。

台風19号被害は、これまでにない規模と深刻さを示しており、損害保険会社の支払い額は1兆円になるとの報道もある。これまで奈良県では、流す対策とともにためる対策を進めるとしてきたが我が町の進捗状況はどうか。

①真美ヶ丘池の遊水機能はどのように継続するか。

②町内に新たな遊水地をどのように設置するか。

③堤防の補修・強化策は県と協議しているのか。

④上流と下流との自治体間協議はどこまで進めているのか。

5分ぐらいの質問になりましたが、町の答弁はいつも長く困っております。15分程度におさめていただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（奥本隆一君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。早巻きで答弁をさせていただきます。丁寧さは欠かないことにいたしますので。

1番目、国民健康保険制度における子供の均等割についてでございます。

幼稚園や保育園の費用を無償化にする方針や所得税や住民税で扶養控除制度を設けていることとも矛盾しているとの御指摘ですが、国民健康保険制度につきましては、社会保険などの運営や扶養に関する考え方と違い、国民健康保険税の算定基準は、各世帯の世帯主に課され、その世帯員のうち、国民健康保険に加入している人の数や年齢、年間収入額な

どから算出されます。国民健康保険には扶養という概念がなく、一つの世帯の中で国民健康保険に加入している人が何人いるかによって国民健康保険税が決まります。

次に1番目の県内で子供の均等割を時限的に免除した自治体につきましては、1自治体のみです。この財源につきましては、財政調整基金を活用されて実施されております。

2番目の御要望につきましては、医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入について、国の責任と負担による見直しの結論を速やかに出すことなどが全国知事会から要望されており、また令和元年度国保制度改善強化全国大会におきましても、財政基盤強化のための公費拡充や子供に係る均等割保険料（税）の軽減制度の創設を行うことなどを求める決議を採択し、本町としても、これらに賛同し、県及び市町村が力を合わせ、国に対し要請行動を行っております。

2番目は教育長でございます。3番目も教育長がお答えを申し上げます。

4番目のごみ袋の無償化を求めるということについてでございます。

御質問の1点目、原価率は何%で利益はこの3年間で幾らか。また、このうち基金積み立てにどれだけ繰り入れたかについてですが、原価率は3年間の平均で約24%で、売上手数料からごみ袋購入費を差し引いた額は、3年間で約8,900万円になります。また、基金へは、3年間で1億664万690円を積み立てております。

次に、2点目のプラスチックごみの規制に伴う広陵町の対応策についてでございますが、従前からリサイクル資源になる容器包装プラスチックごみの分別については、住民の皆さんの御理解と御協力により取り組んでいただいているところでございます。今後も引き続き広報等で周知させていただくとともに、町内の事業所に協力をいただき、レジ袋の廃止を推奨し、マイバッグ持参を呼びかける活動も進めてまいりたいと考えております。

3点目の紙おむつのごみ袋無償化についてでございますが、以前からたびたび御質問をいただいております。新生児及び高齢者の紙おむつのごみ袋を無償にとのことでございますが、町といたしましては、住民の皆さんに御理解をいただき、ごみ減量及び分別を推進し、指定ごみ袋による有料化を実施することで、住民みずからごみ排出量の削減に取り組んでいただいているところでございます。負担の公平化面から考えますと、紙おむつの使用者のみならず、全町民の方それぞれ厳しい家計の中で御負担いただいていることに御理解をお願いいたします。

最後の4点目の紙おむつの再利用についての調査結果についてでございますが、平成30年12月議会の御質問のとおり、平成25年7月に福岡県と公益法人福岡県リサイクル総合研究事業化センターとが紙おむつをリサイクルできないかの研究をされ、福岡都市圏紙おむつリサイクルシステム検討委員会が設置され、報告書を作成されております。

その調査結果でございますが、紙おむつリサイクルの実施をためらう要因としましては、衛生面や財政面に問題があるとのこと、また、紙おむつをリサイクルするには、可燃ごみと区別して収集できる体制づくりが必要であること、また、区別収集ができたとしての問題点としましては、プライバシーの保護があり、近所の方から自分の家庭で紙おむつを使

用していることを知られたくないといったことが挙げられております。

天理市での広域組合におきましては、紙おむつリサイクルについては検討したがコストがかさむ等の理由で、今のところ取り入れることは考えていないと回答があり、今後周辺の動向を見ていくとのことでした。町としましても、この調査結果を踏まえ検討したところ、紙おむつのリサイクル化の導入につきましては、よい面、悪い面があり、早期の導入にはまだまだ困難であると考え今後研究して判断したいと考えております。

また、ユニ・チャーム（株）と鹿児島県志布志市が世界初の使用済み紙おむつ再資源化技術を活用した実証実験をされ、令和元年10月に使用済み紙おむつを原料に新しい紙おむつを製造するリサイクル技術が完成したと発表され、令和3年度以降に世界初の紙おむつリサイクル事業化を目指しているとのことでございます。現在は、使用済み紙おむつのほとんどが焼却処分されており、高齢化による成人用おむつの廃棄量も増加していることから、紙おむつリサイクルが普及しますと焼却負担も軽くなり、パルプ製造の森林資源やエネルギーの消費が抑えられることで環境対策にもなることから、さらなる研究が必要ではないかと考えております。

5番目の遊水機能の強化についての御質問でございます。

本町での流す対策とためる対策の進捗状況についての御質問の一つ目は、県が治水施設として整備した佐味田川調整池についてですが、佐味田川調整池は、県とまちづくり連携協定を締結した竹取公園周辺地区の計画エリアに含まれており、今年4月に策定した基本構想では、約1ヘクタールの池底を多目的広場として活用するとともに、竹取公園や馬見丘陵公園のイベント時には臨時的駐車場に使用する構想を位置づけています。遊水機能はどのように継続するのかとの問いにつきましては、治水施設ですので現在の貯水容量の確保は必須事項となります。今後、基本計画の策定に向けた検討において、池底に繁茂した樹木の撤去や、池西側の緩やかな斜面を利用した池底までの昇降坂路の設置など整備方法や整備主体について、県と協議を行ってまいります。

二つ目は、平成30年度から県と連携して進めている平成緊急内水対策事業に関してでございます。平成29年10月の台風21号により大きな内水浸水被害が発生した広瀬川、馬見川、古寺川の3河川について、被害軽減対策として下流域に調整池を設置することが有効と認められ、本年度から測量設計や用地買収等の事業着手すべく、6月議会では緊急防災・減災事業債による用地買収費の補正を承認いただいたところです。

しかしながら、平成30年7月の西日本豪雨災害に続き、ことしも台風19号による甚大な被害が発生するなど、洪水対策の計画規模を超える豪雨が頻発していることから、県は内水対策事業のグレードアップの検討を進めると聞いております。

三つ目は、流す対策としての高田川や葛城川などの堤防の補修・強化策についてですが、高田川では、洪水時の水位上昇を抑えて安全に洪水を流すとともに、流入する馬見川や水路などの内水被害を軽減するため、下流の沢地区から川底を掘り下げる河川改修工事を行っています。また、葛城川では弁財天から広瀬までの区間において計画洪水量を安全に流

すための堤防の余裕高さが不足していることから、堤防のかさ上げ工事を要望しております。高田土木事務所で現地測量をもとにした設計が進められており早期に完成できるよう予算確保を要望してまいります。

なお、国は防災・減災・国土強靱化のため平成30年度から3カ年の緊急対策を実施しております。この予算により、高田土木事務所が町からの要望を踏まえながら、町内河川の堆積土砂の除去、河道内の樹木伐採などを進めています。

4つ目は、ためる対策などの取り組みにおける上流と下流の自治体の協議についてですが、大和川流域内の24市町村と県、国で構成する大和川流域総合治水対策協議会では、毎年、年度当初の総会において市町村に割り当てられた流域対策の目標貯留量について、実績報告や効果的な事業の進め方などについて検討が行われており、平成緊急内水対策事業も総合治水対策事業の一環として県から提案されたものです。本町として積極的に取り組んでいる水田貯留を含め、ためる対策を内水対策の大きな柱とし、県と協力して推進してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（奥本隆一君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 少し時間がひよっとしたら過ぎると思いますが、御了承をお願いしたいというふうに思います。

八尾議員さんの**教員の変形労働時間制**についての御質問にお答えをさせていただきます。

変形労働時間制は、業務が繁忙期と閑散期に明確に分けることができる業種については、一定の効果があるものと考えます。

一つ目の教員に閑散期が存在するののかとの御質問ですが、教員の勤務内容に置きかえると、文部科学省では長期休業期間を閑散期とみなしています。しかし、学習指導要領の全面改訂に伴い、主体的・対話的で深い学びを目指し、授業改善に取り組むとともに、小学校では英語の教科化に始まり、特別の教科としての道徳、さらにはプログラミング教育の円滑な導入などに対応するため、夏期休業等の長期休業期間は、数多くの研修に当てられているのが現状です。こういった背景がある中で、あえて閑散期とするために何日間も休日まとめ取り日を設けることは、効果的ではないと考えるところです。その反面、教員にとって全ての期間が繁忙期でもありません。早く帰ることができる日には、リフレッシュしてメリハリを持たせ、さらには趣味や旅行などで識見を広げ、実際の体験を授業に生かすこともできると考えます。総じて、閑散期・繁忙期の有無や変形労働時間制の導入の可否のみを議論するばかりでなく、意識を持ってメリハリのある働き方をすることと、具体的に教師の勤務の絶対量を減らすことの議論が意義のあるものではないかと考えます。

次に、二つ目の労働基準法第36条の労使協定については、現状、公立学校の場合、教員は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の適用を受けるため、36協定の対象外とされています。

しかしながら、これら給特法の適用を受けない職員として、事務職員、栄養職員、町の

学校支援スタッフ、学校用務員等が時間外・休日労働に従事する場合は、労働基準法に定める36協定の締結・届け出が必要であると認識しているものであります。

教育委員会といたしましては、各学校単位で36協定の説明を行い、法に規定する使用者である学校長と、給特法の適用を受けない職員の代表者間で協定を締結し、町へ届け出を行っております。現在、国において働き方改革に関連して給特法の改正案が成立し、変形労働時間制の導入が改正の柱となっていると認識しております。

このことについては、今後も国の動向を確認しながら、県及び他市町村と情報交換及び連携を行ってまいりたいと考えます。

次に、**高等教育の就学支援制度**についてお答えをさせていただきます。

高等教育の修学支援制度については、承知しているところですが、この制度の施行による影響については、現段階では把握しておりません。令和2年度からの実施となっていることもあり、今後どれぐらいの影響を及ぼすものか状況を見守りたいと考えております。

なお、本町では現在、高校進学時において、中学校長から推薦のあった生徒について、高校在学期間に奨学金を給付しております。この奨学金については、返済の必要がない給付型として行っており、今後この制度に関連して、高等教育の修学支援にまで拡充が必要となるものかは、令和2年度4月から始まる新制度の動向を確認した上で検討したいと考えております。

二つ目の広陵町社会福祉協議会の資金で高等教育修学支援を考えられないかとの御質問については、社会福祉協議会に確認しましたところ、国が給付型奨学金制度を実施しており、社会福祉協議会として同様の事業を行う考えはないとのことでしたので、その旨答弁とさせていただきます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（奥本隆一君） 2回目の質問を受けます。

八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 時間厳守でやっていただきましてありがとうございました。

順に聞いてまいります。

国民健康保険制度のことについては、これまでの質問、答弁はどのようなものであったかという、それぞれの法令、それぞれの条例に基づいて適切に行っておりますということまでは双方確認しております。私が今回お尋ねしたかったのは、答弁では扶養という概念はないんだということを言ってますけれども、随分乱暴な答弁の仕方です。扶養していることについて間違いありません。自営業者の方でうちに小学生、中学生がいたら扶養しているでしょう。扶養している概念はないけれども、扶養しているのは間違いがないわけです。

それで例えば小学生1人、中学生1人おられたら所得税の世界では1人38万円、住民税の世界で1人33万円の所得控除制度がありますから、それは子供がいるからお金が大変だろうから金額は適切かどうかかわからないけれども、これだけ所得の対象を減らします

よと、応援しましょうということに所得税はなっているわけです。一方国民健康保険の場合には、特に子供の国保の均等割を申しとおるわけですが、1人2万6,100円、これは国民健康保険で費用がかさむので子供がおったらその分加算して払いなさいと人頭税を課しているわけです。一方で、子供がいることを根拠に所得を減らしておきながら、その一方では今度は課税を増額させると、これおかしいかと、現場の職員は思わないのかと尋ねているわけですがどうですか。

○議長（奥本隆一君） 林田生活部長！

○危機管理監兼生活部長（林田哲男君） お答えさせていただきます。

まず、国民健康保険というのは、町長の答弁にもありましたように全ての方が被保険者という概念で制度が運用されておりますので、その扶養するというような概念はないという認識でございます。

○議長（奥本隆一君） 八尾議員！

○13番（八尾春雄君） それで間違っていないんだから、これで結構やと、こういうことですか。矛盾を感じないかと聞いているんだから、矛盾を感じるのか感じないのか、明確に言ってください。

○議長（奥本隆一君） 林田生活部長！

○危機管理監兼生活部長（林田哲男君） 申ししていますように、被保険者として考えておりますので、矛盾はしていないというふうに理解はしております。

○議長（奥本隆一君） 八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 驚くべき答弁で大変残念でございます。自治体の名前、答弁に書かれなかったんですが、これはお隣の上牧町ですね。上牧町では均等割をたしか2年間外しますと。その財源は蓄えがあるからそれを使おうということなんです。これについては、蓄えがあるからするとか、ないからやめるとかというような議論ではなかったようでございます。子供たちがおられることで人頭税というような扱いをするということについてはいろいろ議論があると。実は答弁書の中でも全国知事会の中で、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入について、国の責任と負担による見直しの結論を速やかに出すことなどを全国知事会から要望されていると。知事会は気がついていると、こういうことでございます。

共産党の調査によりますと、この均等割と平等割、全国の全ての自治体の総合計はほぼ1兆円でございます。ですから知事会が国に対して大変な負担を強いられる都道府県が、負担を強いられるところが困るではないかということで1兆円の国費の増ということをお援をしてほしいというふうに言っているのは極めて根拠のある話で、知事会がどのような団体になるかは、接するところしか私よくわかりませんが、たまたま共産党の認識とも合致するので、あちこちで知事会もこういうことを言われておりますよということをお宣伝しております。そうするとやっぱり国保の会議とか国保運営協議会の場所だとか、それから保険者の方がおられるところについては、そういう取り組みについて広陵町も大いに一緒に考えてもらいたいということを言っているんだということを町長言ってもらわ

ないとあかんと思うんですけれども、ちょっとキャンペーンをするぐらいでちょっと協力をお願いできませんか。

○議長（奥本隆一君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 先ほど子供さんの均等割の件については、国民健康保険税をどのように負担していただくかという積算の根拠であって、子供に保険料を負担してくれという意味合いではないということは理解していただいていると思います。所得のある資産保有をされている世帯主に負担していただく。その算定根拠が被保険者数ということなので、子供さんに負担を求めているというものではないということは当然のことだと思います。ただ、社会保険料の計算については、給与所得者のみ給与額に応じて負担しているということからすれば、そういう考え方は成り立つと思いますがその分所得割に負担を求めないと、総額の保険税が確保できないということになりますので、あとは国費でどれだけ応援してもらうか、社会保険制度と同じ事業主負担相当分を国が全額面倒を見れるのかどうか、財政的にそういった負担に耐えられるのかどうかというところが議論になってくると思います。国民健康保険の負担は、確かに高いというふうに言われておりますので、国の支援はしっかり我々としても求めていくということには変わりございません。

○議長（奥本隆一君） 八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 町長がいみじくも言われましたように、子供に負担を求めているということだったら扶養という概念がないといいながらそんな言い方をしたら扶養しているじゃないですか。実態としてはやっぱりそうなんですって。そこを指摘をしているわけです。私たちも頑張りますが、町も担当部局でもあらゆる立場、また場所を利用してキャンペーンを張っていただきますようによろしくお願いします。このことについてそれぞれの自治体で判断したことですから、県がどういうふうに動いたのかは、関心のあるところですがそこまで聞いておりませんけれども、自治体でやれることについて大いにやってくださいというふうになっているのかどうか、ちょっと心配はありますけれども、そういうことは大事なことだと思っております。

次にいきます。

変形労働時間制のこと。答弁感激しましたね。意識をもってメリ張りのある働き方をせよと。具体的に教師の勤務の絶対量を減らすことの議論が意義あることだと。だからこういう制度そのものについていいとか悪いとか、議員のほうから言うなど。全体として教員の業務量を減らすことについてちゃんとしてほしいということで、私感激をいたしました。ここに書いてあることは、ところが教員のところは36協定が対象外だというふうにされてきたんですよ、これまで。ところが先日の国会の答弁で、労働基準局長がこういう発言があったので調べてくださいねという意味合いで書いたんですけれども、これ違っておりますやんか。国は必要やと言っているわけ。町長の答弁は必要ない、対象外だと言っておられる。どっちが本当なんですか。

○議長（奥本隆一君） 池端教育委員会事務局長！

○教育委員会事務局長（池端徳隆君） 答弁をさせていただいたように、今現状、手続をさせていただいているというのは確認をしてやらせていただいておりますので、どこが間違っただということではなしに、今町がさせていただいている手続が正しいと考えてございます。

○議長（奥本隆一君） 八尾議員！

○13番（八尾春雄君） そのまま受け取るわけに、承認するわけにはいきませんが、実際の現場の先生だったら、例えば本人も保護者なんですね。それで保育園に預けている子供を迎えにいかなあかんと。だから繁忙期は通常、便宜的に言いますけれども通常8時間の労働を9時間だとか、10時間にするわけですよ、この制度だったら。そうすると、じいちゃん、ばあちゃんが近所に入ればサポートしてもらえなくても、そうでない人は済みません、ちょっと私、保育園に行かなあかんのでちょっと先に帰らせてもらいますわと1時間単位の年休申請を。教員の場合は1時間単位で認められていますからそういうふうにするとか、何か自分が子供を産んで育てていることが何か職場の皆さんに御迷惑をかけるような悪い感じになるんですよ。これ子育て支援とかの関係でも、こういうことをしていくのはまずいんちゃうかなと僕は思ったんですけども、そのあたり現場の先生方の声の一つ、二つ紹介していただけないですか、この制度について。それとも知らないのかどうか、教えてください。

○議長（奥本隆一君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 今の御質問にお答えをさせていただきます。

まず現場の先生については、基本的にはそういう子育ての中でやはりちょっと、それはみんなまだ働いておられる状況の中で先に出るといのは、なかなかやっぱりそこは気がかりな部分を持つてはると思うんですけども、ただ管理職については、ほぼそこは認めている状況もあります。やはり先生の思いは、それぞれ皆同じような状況を持つてますから、そこはやっぱりわかってあげなきゃならない。そうでないと、しゃくし定規にそれを切ってしまうことで、やっぱり人間関係もぎすぎすしますし、一番大事なのは、先生方との管理職との関係があります。その中で一番大事なのは、やっぱり目の前の子供たちにとって大事ですし、先生方の子供さんの思いというか、子供さんへの思い、それも受け入れていくことが大事だと思いますので、そういう意味でも私は一つの例ですけども、ほとんどの学校の管理職については、そこはきっちり。年休届は出さなきゃならない状況はありますけれども、そこはちゃんと笑顔で出してあげるといのがやっぱり大事なことかと私も思っておりますので。

○議長（奥本隆一君） 八尾議員！

○13番（八尾春雄君） ありがとうございます。今、調査中のようですから、調査していただいたらいいんですが、監督署にも一度訪問してどうなんだと1回確認してみます。変形労働時間制を導入できるのは、恒常的な時間外労働がない職場であって、雇用主が誰が何時間労働しているのかというのは、把握を日常的にできている職場、ほとんど広陵町

の教育現場はアウトでっせ。学校の校長とかはいいとか言って管理していませんやんか、私は中学校に行って確認してきましたけれども、してませんよ。だからかなり無理があるんじゃないかと心配をしているわけでありまして。まだ質問が終わっていないのに教育長が手を挙げていますからどうぞ。反論したいんだったらしてください。

○議長（奥本隆一君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 先ほどは先生方の勤務時間を把握していないとおっしゃったんですけれども、今年度からタイムカードのほうを導入させていただきました。それぞれ全ての先生方の月単位の勤務時間全て把握できております。学校によってのそこはやっぱり平均も出していますし、個々の先生方もそこは全部わかっております。特に勤務時間をいわゆる80時間を超えている先生もやはりおられます。そこにつきましては、校長を通じてきっちりとその辺の指導をしていただいている状況がございますので、そこら辺ちゃんとつけ加えさせていただきます。

○議長（奥本隆一君） 八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 的確なる反論がございましたので、そのとおり受けとめて、次に進みたいと思います。

高等教育の就学支援制度についてでございます。これ見て私びっくりしましたな。これまであなたのところは収入が少ないので授業料は全額免除だと、こういうふうに行っている大学もそれなりに多かったのに消費税で収入がふえたから、高等教育のところで国の支援制度ができましたから、それで応援しましょうなどと言いながら実際には応援にはなっていないという話であります。調べてみますと、今この現行制度では4万5,000人の方々が学費の減免制度を受けているそうです。そのうちで今度新しい制度ではどうなるか。支援額が現行よりふえるという方が4,000人おられるそうです。それから支援額と同じ程度の応援をしてもらえるというのが1万7,000人おられるそうです。ところがその残りの2万4,000人については逆になるわけですね。それで住民税の非課税である270万円ラインですけれども、これを超えて380万円の方々については、300万円のところで真ん中で切りまして、300万円では3分の2免除になり、300万円から380万円までは3分の1免除になり、380万円を超えている方は全額対象外になっちゃうと、こういうことです。だから国が高等教育の費用を無償だということいろいろ宣伝しているようですけれども、実際は本当に困っちゃうと。この制度を大学なんかで説明会があるから来なさいということで案内を出したんだけど、きょうび、学費が高いから昼間連絡の取れない学生もいるので、実はこの申請は11月末までに申請してくださいというふうに言ったけど、後から伝わったもので、おれそんなん知らんぞということで来年度の3月末まで急遽延期をされたんですね。3月末までに延期をされたけれども、それでもひっかからないという方がいるからその場合は4月以降になっても3月31日にさかのぼって手当をしていますということを国は言っているようです。だからかなりがたがたとしておるわけです。ここは町ですから町の教育に関して議論をすべきところですから、大学

の教育について議論をするということはいささか無理があろうかと思いますが、私たちの子供たちがどこでどういう教育を受けるのかというのはやっぱり関心を持って見続けなきゃいけないし、町の将来にもかかわる問題だからあえて取り上げているわけであります。

それでそんなことがありますから具体的にこのまちでどんなことまでできるのかということを見ると、高校生に対する奨学金制度を拡充すると、あるいは大学生に対する奨学金を新たに町の制度として設けてそれを推進するということができないだろうか。具体的に以前言ったことがありますから、引っ張り出したのがこれでございます。社会福祉協議会で、家族で亡くなってお香典が少しあるので町の発展のために使ってくださいねと、こういうことで寄附を受けておられる金額が決算書によると1億4,468万円あるというふうに表示がなっております。合ってますね。例えば月1万円で25人の方に返済の必要のない奨学金をお渡しをするということになりますと、12万円掛ける25ですから300万円になりますね。そうすると1億4,468万円に達するには48年かかります。これから亡くなる方もあるだろうし、亡くならなくても町の発展のために少し寄附しておこうかなと、こういう方を呼びかけてもいいのではないかと。現状がこんなことになっているからね。国がちゃんと国連人権規約に基づく高等教育無償化の批准を2012年にやっているわけだからそのとおりに国が守っていればそんなことないですよ。だけど守らないでかえって生徒や保護者の負担を拡大させている、こういう路線になっているから町としてはどこまでできるかわからないけれども、守ってあげないといけないというふうに思うので、こういう提起をしたわけです。社会福祉協議会でいえば、町とは密接な関連のある団体ですが、別団体でございますので、問い合わせをしましたと、こういうことですがけれども、どんな議論の中身だったか、中身をちょっと教えていただけませんか、どなたが答弁していただけるのかわかりませんが。

○議長（奥本隆一君） 北橋福祉部長！

○福祉部長（北橋美智代君） 社会福祉協議会の福祉基金の使い道につきましては、先日社会福祉協議会の理事会におきまして、いろいろと協議をされたところでございます。今現在、1億4,000万円程度の基金がございますが、今年度に既に幾らか取り崩し、ちょっと金額は2,500万円だったと思うんですが、取り崩しを行っております。

それとあと、介護保険事業をやっておりました事業の基金が残っておりましたので、それにつきましても今年度全て使い切る予定をしておられます。来年度の予算組みにおきましても福祉事業として基金を取り崩して事業を展開するというふうに予算組みがなされておりますので、基金残も減っているという状況でございます。昨今、葬儀の際とかも家族葬というものがふえてきまして、なかなか福祉基金の増額というところも見込めないというような状況の中で今、基金を使って何かこういう対応をしていくというのは今ちょっと考えを差し控えたいというふうに社会福祉協議会と協議をさせていただきました。

○議長（奥本隆一君） 八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 当事者でないですから、そういうような報告の仕方になるんですが、ちょっとびっくりしましたね。たしか介護保険事業とか、通常の事業とこの福祉に蓄えについては別扱いにしているとか聞いていたんですけども、何か穴埋めに社会福祉協議会がやっておられる事業で、穴があいたからそこへ埋め込んだんですか。ちょっと意図が読み取れませんでしたけど。2,000万円使ってって、何でそんなことに使うんですか。これはそのまま保全しておかなあきませんやん。

○議長（奥本隆一君） 北橋福祉部長！

○福祉部長（北橋美智代君） 済みません、言葉がちょっと足りなかったようで。基金を使って福祉事業を行ったということでございます。

○議長（奥本隆一君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 社会福祉協議会の予算については、議会でも議論いただいて、本来は社会福祉協議会の本体事業については、いずれの市町村においても自治体が補助をしているということでございます。事業運営については業務委託、市町村からの事務事業の委託、そんな経費で運営をしているわけでございますが、先ほど申し上げました福祉基金というのは、いわゆるお葬式をされて御香典をいただかれて満中陰志を配るのをやめて、それを福祉に役立ててくださいということをお願いできませんかということ積み上がった基金でございます。その金利でいろいろな福祉事業をやろうという趣旨でやってまいりましたが、今、青い鳥事業、いわゆる社会福祉協議会の自主事業が赤字を生じる状態になって、これを廃業いたしましたのは、それは御承知のとおりでございます。その事業で生じていた剰余金についても使い切ったので福祉基金も運営資金に充てざるを得ないという状況になってございますのでこの件についてはまた改めて議会にも御報告申し上げますので、社会福祉協議会の支援のあり方についてまた御議論いただけたらというふうに思います。

○議長（奥本隆一君） 八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 経過のあらましは町長の答弁どおりで受けておきますけれども、これやっぱり協議会の役員会で、あるいは評議委員会で合意をするだけじゃなくて、住民的な合意が必要な事項ではないのかというふうに私思いますので、ですから、そういう福祉事業に使ったというだけで免罪されるものではございませんで、本来社会福祉協議会が本来果たさなければいけない仕事なのかどうかということが地域の方々に了解をされるという前提をぜひ築いていただきたいし、それから実際にこういうことで現に若者が困っている現状はあるわけですから、それを表のところで、玄関で締め切らないで、これについても引き続きほかにもあるかもしれないけれども、協議会としても一つのやり方として研究しようではないかと。これぐらいのことを度量のあるところをちょっと見せていただきたいと思っているんですけども、そういうふうに話をさせていただきませんか。

○議長（奥本隆一君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 福祉基金は先ほど申し上げた趣旨で積み立てられたものでござい

ますので、これを社会福祉協議会の運営資金に回すというのはいかなるものかということ
を寄附者の意図からすれば問題があるのではないかと先日の理事会でも議論になったとこ
ろでございます。おっしゃる就学支援についてはまた別の問題でございますので、町とし
て、あるいは社会福祉協議会として改めて寄附を募るという行動を起こすことによって支
援ができるというふうに思いますので、これは議会の皆さんとともに相談をしながらやっ
ていくべきことだと社会福祉協議会だけでは運営できないというふうに思いますので、ま
た別の機会に議論をいただければと思います。

○議長（奥本隆一君） 八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 一般質問で余り深く掘れませんが、大事なところでござ
います。遺族の方々のやっぱり気持ちということ踏まえた対応がないと金が足らなくな
ったから充てるというだけでは済まないことだと、これは町長も認識しておられるよう
ですから、その線でよろしくお願ひしたいと思います。

4番目にいきます。ごみ袋の無償化の点でございます。

プラスチックごみのことについてもう少し踏まえた議論にしたいんですけれども、この
紙おむつというふうに言いながら、実際はこれは紙ではないんですね。紙ではないものを
紙おむつと言っているんですが、これはプラスチックそのものでございます。吸水性があ
るということ使っているわけです。冒頭、子供がいればそれなりにお金が必要になるの
で、所得税の制度では課税所得を減らして応援をしている制度があるよということと言っ
ているわけですが、これも同様なんです。ごみ袋は新生児の場合、大体計算すると5,
400円程度、我が町は45リットルで1枚45円ということになってはいますけれども、
これと同じように費用がかかるわけです。子供たちのための支援制度の一つとしても位置
づけられるだろうし、それから物が物だけに別に集めないといけないだとかいうことを各
地の自治体はやっておられるようです。部長もようやく調査研究していただいて、きょう
その成果を御報告いただいたわけですから、その努力を多としたいと思います、なぜ紙
おむつを他の可燃ごみと区別できるように回収をしているのかと、こういうことを研究さ
れた方がありまして、28の自治体にアンケート調査をされたところ、最も多いのは住民
への経済的等の支援というのが一番大きかった。二つ目は、紙おむつという製品の特性上、
個人の努力では減量が難しい。それから他の可燃ごみと分けて回収しているという、こ
ういう返事があったそうでございます。まだまだ数が少ないですけれども、先ほど天理のご
み処理のところでは広陵町が恐らく10の自治体の中では分別の程度はかなり高いレベルに
なっているということも報告がありましたので、そのあたり別にいばる必要も何もないん
ですけれども、やっぱり新たな問題提起として紙おむつを別に集めるということとその
ことについては、この際、無償にしましょうというふうになれば、住民に対して非常に強烈
なインパクトがあるんじゃないかと。新生児だけのことを言いまして、私、3年前に亡く
なったおやじが子供にも知られないようにこっそり紙おむつをしておったということで、
こういう公の場で明らかにしていいいのかどうかはばかられましたけれども、しましたです

けれどもね。人間の機能としてそういうことにならざるを得ないんだったら別に心配する必要はないと、したらいんじゃないと僕は思っていますから、やったらいいんじゃないかと思います。ただ、中には知られたくないという方がおられるのも事実だから、その方にはこういう場合は個別の対応をしてくださいというふうに言えばいい話で、このところをやっぱり考えておく必要があるんじゃないかと。原価率を聞いてびっくりしましたね。24%ですって。だから76%分がいわゆる自治体だから利益と言いませんけれども、8,900万円がこれで利益になっているわけですよ。それで住民の方々に分別で協力をしてほしいということでキャンペーンを大いにやりまして、今ではよそのまちに友人のところに行ってごみをどうしようかと思ったら、何かごちゃまぜになっていて、あんたのところの家気持ち悪いわと、広陵ではこんなふうになっているよという話が出るぐらいになっていますから、だからそういうところに感謝の気持ちを込めて、幾分たりとでも私たちは全部ごみ袋は無償にすべきだという立場でございますけれども、とりあえず最初のスタートして、この紙おむつの回収の費用については他の自治体で事例もあるわけですからそんなに大きな負担にはならないけれども、町はやっぱり私たちのことを大事にしてくれたんやなど。少子高齢化などと言っている時代だけれども、子供を産むということについてちゃんという形で具体的に応援してくれたんだなということがわかるようにしたら、またちょっとほっこりして、広陵町もいい町だと、こうなるんじゃないかと、そんな思いですけれども、どうでしょうか。

○議長（奥本隆一君） 小原事業部長！

○事業部長（小原 薫君） 八尾議員がたびたびごみ袋の無料化と、紙おむつの無料化ということで御質問をいただいております、なかなか御納得いただける答弁をさせていただいていないのが現状でございますが、この紙おむつの今ごみの手数料でございますが、8,900万円ございますが、これにつきましては、今、新清掃施設の建設基金として積み立てしております、今後天理でも費用がかかると。また中継施設についても費用がかかるということで、それはその分として充てるという形で積み立てはさせていただいております。ただ、今、議員おっしゃるように紙おむつを無償でしている自治体が生駒市と斑鳩町で実施されておまして、生駒市のほうでは、透明か半透明の袋で普通に可燃ごみの日に出すという形であります。ただ斑鳩町につきましては、かなり細かくなっておまして、3歳児以下の乳幼児、要介護者、それと斑鳩町家族介護支援事業実施要綱に基づく家族介護用品の紙おむつに限るというものと、斑鳩町の地域生活支援事業実施要綱に基づく日常生活用品、これも紙おむつということでその者に対しては、交付されていると。それも紙おむつの専用袋をお渡しして、実施されているということで、今現在のところ、どれだけの数を渡しているとか、大体年間で渡しているのは大体3歳児やから年間20枚と、1歳から2歳は60枚、0歳児は100枚ということになってございますが、総トータルとして幾ら無償で出ているかは、ちょっとまだ調べてございません。ただ、うちのほうもそれと一遍合わせてみて、広陵町がどれだけの方が対象になるかというのを一遍精査しま

して、費用がどれだけかかるかというのもちよっと出していこうかなと考えています。それでまた前向きに、また前向きと言いましたが検討させていただきたいと思います。

○議長（奥本隆一君） 八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 前向きにというのは、なかなか微妙な言い方でございますが、今回は宿題をちゃんと部長果たしていただきましたから、大いにお褒めをしておきますので、その線で努力をしていいただきたいと思います。

最後の質問にいきます。堤防というか防災のことでございます。

ここに持ってきましたのが大和川ジャーナルといまして、遊水池の整備について県のほうから報告があったものでございます。第1期、第2期、第3期と分かれまして、どこを強靱化するのかという計画も出ております。流す計画やら、ためる計画、それから浸水するところを市街化を控える計画、この3点でいこうやないかと、こういうことになっているわけです。今回、東日本の広い範囲で71の河川、それから140カ所で堤防の決壊がございました。これまでにない台風の大きな被害でございました。その決壊した全ての箇所について調べてみますと、政府が実施している防災減災国土強靱化のための3カ年緊急対策というのがありますね。これの全部、一つ残らず全部対象外だったことがわかりました。全体の大体1割程度、ここは最も危険なところだから緊急に対策を打たなければあかんのやということ指定したところが外れたわけです。だからそれだけ想像を超えるような被害が出たというふうにも言えるわけですが、これで私たちのまちでも幸いにして今のところ、堤防の決壊ということは、そういう災害にはなっておらないですけども、これからやっぱりそういうことも考えてやらなければいけないんですけども、実際問題どういう計画になるのでしょうか。総選挙のときに1週間ぐらいずっと長雨が続いて、もしかしたら堤防が決壊するかもしれんという寸前までいきましたですけども、どれぐらいのひどさの雨が続いたら、上流の下限もあるんですけども、ざっくばらんに聞きますけれども、どういうふうにしようと思っているのか。遊水池を整備して河床をさらって堤防を上げると。これぐらいは私はある程度わかるんですけども、具体的に焦点になっている地域があれば言ってください。

○議長（奥本隆一君） 中川理事！

○理事（中川 保君） これまでにない豪雨災害が行っているということでのどのような対策が考えられているのかという御質問だと思うんですけども、この部分については、ちょっと県の河川課のほうでいろいろ検討されているようでございます。おっしゃいましたように、平成29年の雨は24時間で200ミリぐらいの雨が降って、奈良県のレベルでいうと40年に1回ぐらいの雨ちゃうかということなんですけれども、台風19号で被害を受けたところは、48時間で400ミリと。ですので、奈良県で起こったのがもう1日続いたというような状況になっているようでございます。平成29年の水害のときは、あと1時間、2時間続いたら曾我川、葛城川はどうやったんだろうというぐらいに降ったと思うんですけども、そういう関係で県のほうも計画対策規模を見直すというふうなこと

を今表明しているんです。内容については、まだ詳しいことは聞かせてもらっていないんですけれども、例えば今回3河川で考えている貯留量、古寺川、それから広瀬川、馬見川、こちらで考えている貯留量をもう少し大きくふやすというようなことを考えられているようなんですけれども、その具体的内容というのは、なかなか検討中ということで聞かせてもらっていないので、ひょっとしたら倍ぐらいになるのかなと思ったりしているんですけれども、そうなるとうち事業フレームも変わってくるので我々も情報を集めて対応、要望をしていきたいと思っています。

○議長（奥本隆一君） 八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 十分に協議していただかないといけないことだというのは、私も認識しております。

それともう一つ、広陵町は今、住宅バブルと言われてはいますが、土地のころ古老に言わせると、八尾議員、あんなところを造成工事して、土を入れてかさ上げして住宅建設が始まるやけれども、あそこは水が流れるところで、あんなところに住宅を建てたらあかんがなと指摘を受けるところなんかあるんですけれども、そういう調査というか、指摘をするということは町でもやられているんですか。

○議長（奥本隆一君） 中川理事！

○理事（中川 保君） 浸水の危険のあるところということで、平成19年、20年に浸水常襲地域というものを県が指定しています。そのときに町のほうからもいろいろと情報を出して、昭和57年の災害以降、3回以上浸水被害があったところを重点的にピックアップして、広陵町内でもそういう箇所がございます。そういうところの開発については、調整池の規模を大きくしたりということで治水対策を強くしてもらおうということになってございます。

○議長（奥本隆一君） 八尾議員！

○13番（八尾春雄君） これだけ災害が続きますと、個人の蓄えどころか、県の蓄えや町の蓄えや国の蓄えも全部吹っ飛んでしまいますから、やっぱり環境問題というのは、そういう意味で非常に大きな影響があらうかと思えます。昭和29年の青垣園の付近の堤防決壊、（発言する者あり）28年7月19日、笹井議員が教えてくれましたけれども、そのときの話を萱野でもよく聞きます。見る見るうちに水かさかと。あっという間にと。私、実感がないんですよ、そんなことに襲われたことがないもので。だけど大変なことですから、ぜひ総力を挙げて改善をしていただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（奥本隆一君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了いたしました。